

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連の制度変更点

（新旧対照表）

制度名	変更前	変更後
新型コロナ特別給付金制度	<p>①PE共済会加入者ご本人が、共済契約中に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患もしくは濃厚接触者と特定され休業された場合に、お見舞金を給付いたします。</p> <p style="margin-left: 40px;">罹患者の場合 30万円 濃厚接触者の場合 10万円</p> <p>※いち加入者につき対象となるのは1回のみです。ただし、濃厚接触者として給付を受けたのちに罹患者となった場合は、追加で差額の20万円をお支払いいたします。</p>	変更なし
	<p>②本制度においては新規で加入手続き中の方も含めます。</p> <p>PE共済会事務局が加入申請を受理し、加入決定を通知した日から対象とします。 (待機期間・免責期間はありません。ただし、受理する前に特定されている場合は対象外です。)</p> <p>見舞金は加入日以降に給付を行い、給付支払いが完了するまで退会はできません。 (お支払い時、1か月分の月額共済会費を前もって控除させていただきます。なお、給付後に退会を希望される場合は、別途手続きが必要となります。)</p>	変更なし
	<p>③罹患もしくは濃厚接触者の確認は、PE-BANK経由でお仕事をされている場合、各保健所からの通達をPE-BANKと取引先の両方が確認できている状況が必要です。PE-BANK経由でお仕事をされていない場合は、保健所からの文書（メールも含めます）・医師の診断書・契約先からの休業証明などのPE共済会が確認に必要とする証明が必要となります。</p>	<p>③罹患もしくは濃厚接触者の確認は、PE-BANK経由でお仕事をされている場合、各保健所からの通達をPE-BANKと取引先の両方が確認できている状況が必要です。PE-BANK経由でお仕事をされていない場合は、保健所からの文書（メールも含めます）・医師の診断書・契約先からの休業証明などのPE共済会が確認に必要とする証明が必要となります。</p> <p>※保健所や取引先から文書発行がない場合は、PE共済会による聞き取り調査を行いますのでその旨ご連絡ください。</p>
<p>所得補償手当て 入院日額手当て</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同じく罹患（りかん）した場合には以下の制度対象になります。 医療機関の事情などにより、自宅またはその他の病院と同等とみなせる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の診断書をご提出いただくことで、お支払いの対象といたします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同じく罹患（りかん）した場合には以下の制度対象になります。 医療機関の事情などにより、自宅またはその他の病院と同等とみなせる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の診断書をご提出いただくことで、お支払いの対象といたします。</p> <p>※自宅またはその他の病院と同等の施設での治療の場合で、医師の診断書発行がむずかしい場合はその旨ご連絡ください。</p>